

ポイ捨て禁止条例

～川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例～

川崎市では、飲料容器等の散乱を防止することによって、地域の環境美化の促進を図り、市民の生活環境の向上に資することを目的として、飲料容器等の散乱を防止する条例を制定しています。

[平成7年7月1日施行]



POINT

① 川崎市全域がポイ捨て禁止です。

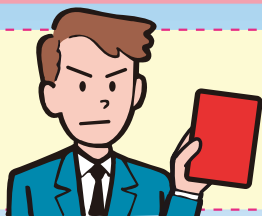


飲料を収納していた容器、たばこの吸い殻及びチューインガムのかみかすを道路、広場、公園、河川その他の公共の場所にみだりに捨ててはいけません。

② 散乱防止重点区域を指定しています。

ポイ捨て禁止条例の対象は、市内全域ですが、主要駅周辺など特に散乱を防止する必要がある区域を「散乱防止重点区域」に指定しています。

※路上喫煙防止条例においても重点区域に指定されています。



条例で罰則を定めています

指定した重点区域内で、ポイ捨て、又は、路上喫煙をすると、2,000円の過料が科せられます。

みんなの力できれいなまちに

① 飲料容器等のポイ捨てはやめましょう。

② ごみは必ず持ち帰るか、ごみ箱などの回収用容器に入れましょう。

③ 地域の美化活動に参加するなど、環境美化の促進に努めましょう。



ポイ捨て禁止条例

ポイ捨ては禁止です

お問い合わせ

環境局減量推進課
電話：044-200-2580

ポイ捨て
路上喫煙に
レッドカード!



川崎フロンターレは
ポイ捨て禁止
路上喫煙防止
啓発活動に
協力しています。

©川崎フロンターレ

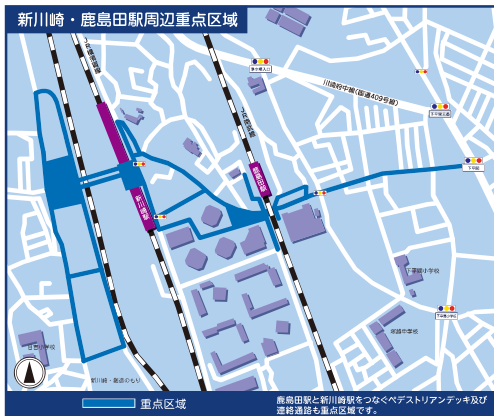


ポイ捨てしないまちづくり
ここで吸わないおもいやり



キレイクン

散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域



特に飲料容器等の散乱及び路上喫煙を防止する必要があります。

路上喫煙防止条例

路上喫煙は大変危険です

お問い合わせ

市民文化局
地域安全推進課
電話：044-200-2284